

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 章 総則</p> <p><u>（災害その他やむを得ない理由等の意義）</u></p> <p><u>2 の 3 - 1 法第 2 条の 3 に規定する「災害その他やむを得ない理由」及び「期限」の意義は、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) 「災害その他やむを得ない理由」（以下この章及び 102 の 2 - 1 から 102 の 2 - 11 までにおいて「災害等」という。）とは、法又は定率法その他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する行為（以下この項から 2 の 3 - 3 までにおいて「申請等」という。）の不能に直接因果関係を有する次に掲げる事実その他これらに類する事実をいう。</p> <p>イ 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害</p> <p>ロ 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害</p> <p>ハ 申請等をする者の重傷病、大規模な感染症の拡大による影響、申請等に用いる電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。）の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実</p> <p>(2) 「期限」とは、法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告書の提出期限、法第 7 条の 15 第 1 項に規定する更正の請求に係る期限及び法第 9 条の 2 の規定により延長された納期限等といった特定の日をもって定める期限をいい、法第 2 条の 3 の規定によりこれらの期限が延長された場合における延長後の期限を含む。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p><u>（災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続）</u></p> <p><u>2 の 3 - 1 法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続は、次による。</u></p> <p>(1) 令第 1 条の 5 第 1 項に規定する書面は「特定災害による申請等の期限延長確認申出書」（C-1002-1）（以下この項において「確認書」という。）とし、2 通（原本、交付用）に当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類を添えて、業務部収納課又は支署若しくは出張所の収納担当部門（以下この項において「収納部門」という。）へ提出させる。</p> <p>なお、「当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類」とは、具体的には以下に掲げる書類が考えられるが、申請者の事情により当該書類を提出できない場合には、当該申請者の居住区域における被災状況等を総合的に勘案し、当該確認を行って差し支えない。</p> <p>イ 被災証明書</p> <p>ロ 特定災害に基づく公的資金の借入が認められる者であることを証する書類</p> <p>ハ 地震保険給付の証明書</p> <p>ニ 税関長が、自己の財産等が被災したことを証するに足りると認める書類</p> <p>(2) 確認書の提出は、原則として、被災者の居住地の最寄りの税関官署の収納部門へ提出させる。ただし、被災者が最寄りの税関官署以外の官署へ提出すること、及び延長された期限（指定日の翌日）までに行う当初の申請等の際に、当該申請等を行う官署に確認書を併せて提出することを妨げるものではないので留意する。</p> <p>(3) 被災者であることが確認された場合の事後処理は、次による。</p> <p>イ 確認書が提出され、被災者であることが確認された場合には、受理官署の長は職名及び氏名を記載のうえ、税関官署の名を記した印（通</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p>常「証明印」と呼称され、収納部門で使用されているもの）を押なつして、1通（交付用）を申請者に交付するとともに、受理官署が支署又は出張所である場合には、当該確認書を業務部収納課へできる限り速やかに送付する。</p> <p>なお、申請者への交付に際して時間を要すると判断される場合には、確認書を一時預かったうえで、翌日までには交付（遠方の申請者等に対しては書留で郵送する等の手段をとり、可能な限り申請者に負担をかけないよう留意すること）するものとする。</p> <p>□ 業務部収納課は、確認書を受理した場合、又は支署及び出張所から確認書の送付を受けた場合には、当該確認書をできる限り速やかに管内の他の署所及び他税関の業務部収納課に送付する。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(4) 被災者であることの確認を受けた者が申請等を行う場合には、当該申請等の際に提出する書面の裏面（納付書にあっては領収済通知書の裏面）に、法第 2 条の 3 第 1 項の規定により期限延長を適用された旨、確認書を提出した官署及び提出年月日を記載させるものとし、申請等の提出を受けた官署においては、裏面に記載された事項を確認のうえ、当該延長に係る申請等を受理する。</p> <p>(5) 関税の納期限延長における法定納期限（延滞税の起算日）は、輸入許可の日（又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日）から 3 月以内の日であるが法第 2 条の 3 第 1 項の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。</p> <p>また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合については、輸入許可の日（輸入許可前引取承認の場合は、当該承認の日）が法定納期限であるが、具体的納期限（納付の期限）が特定災害が発生した日以降に到来するものについては、法第 12 条第 7 項第 2 号の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。</p>
<p><u>（地域指定、対象者指定及び個別指定の関係）</u></p> <p><u>2 の 3 - 2 令第 1 条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定による期限の延長の関係は次による。</u></p>	<p><u>（やむを得ない理由があった場合における災害による期限の延長手続）</u></p> <p><u>2 の 3 - 2 法第 2 条の 3 第 3 項又は第 4 項《災害による期限の延長》の規定に基づく災害による申請等の期限の延長手続は、次による。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 令第 1 条の 4 第 1 項又は第 2 項の指定（以下それぞれ「地域指定」又は「対象者指定」という。）により期限を延長した場合において、その指定した期日においても、なお申請等ができないと認められるときは、災害等のやんだ日から 2 月を限度として、同条第 3 項の指定（以下「個別指定」という。）によりその期限を再延長することができる。</p>	<p>(1) 令第 1 条の 5 第 2 項又は第 4 項《申請等の期限の延長》に規定する書面は「特定災害による申請等の期限延長申請書」（C-1002-2）とし、2 通（原本、交付用）に「やむを得ない理由」があったことを証する書類及び前記 2 の 3-1 の(1)に規定する「当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類」（法第 2 条の 3 第 3 項の規定により期限の延長をしようとする場合に限る。）を添えて、最寄りの収納部門へ提出させる。ただし、申請者の事情によりこれを提出できない場合には、申請者の居住地域における被害状況、申請者からの事情聴取の結果等を勘案し、添付を省略させることとして差し支えない。</p>
<p>(2) 地域指定による期限の延長が適用されている者が、その適用がなければ、対象者指定による期限の延長の対象となる場合において、地域指定により延長された期限が先に到来したときは、対象者指定の期日まで期限が延長される。</p>	<p>(2) 法第 2 条の 3 第 3 項及び第 4 項の規定により期限の延長が認められる「やむを得ない理由」の判定に当たっては、原則として、申請者の被害状況、事情等を勘案して相当と認められるものについて、これを認める取扱いとする。</p> <p>なお、法人における被害の程度の判定に当たっては、当該法人の事業所毎に判定するものとするが、2 以上の事業所が被災した場合は、これらを総合的に勘案のうえ、判定して差し支えないものとする。</p> <p>また、「やむを得ない理由」及び当該理由により延長される妥当な期限は、例えば次のとおりであるが、「やむを得ない理由」の判定及び延長する期限の決定については、あくまでも個々の申請者の被害状況及び事情等に基づき、合理的な範囲内で弾力的に行う必要があるので留意する。</p> <p>イ 交通の途絶等（ライフ・ラインの途絶）により申請等ができない場合 概ね指定日の翌日（法第 2 条の 3 第 4 項の規定により期限の延長が認められる場合に限る。）</p> <p>ロ 特定災害に起因する必要書類の紛失、焼失、未着等により申請等が行えない場合指定日の翌日から起算して概ね 2 月を経過する日</p> <p>ハ 特定災害により、財産について直接被害を受け、資金手当てに困窮している事情がある場合（財産とは、特定災害が発生した時における有形固定資産及びたな卸資産をいう。）相当と認められる日</p>
<p>(3) 個別指定による期限の延長が適用されている者が、令第 1 条の 4 第 3 項の期日の指定後に、当該期限の延長のほか、地域指定又は対象者指定による期限の延長が適用されることとなったときは、当該地域指定又は</p>	<p>(3) 特定災害による申請等の期限延長申請書が提出された場合には、当該申請書の記載事項及び添付書類を審査し、「新たな期限」に該当する年月日を記入のうえ、受理官署の長の承認印を押なつして、1 通（交付用）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>対象者指定の適用の時から当該地域指定又は対象者指定により延長された期限が到来する時までの間、当該個別指定による期日の指定は失効するものとする。</p>	<p>を申請者に交付する。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>なお、交付後の事務処理については、前記2の3-1の(3)に準じて行う。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(4) 上記(3)により期限の延長を認められた者が当該期限の延長を認められた申請等を行う場合には、当該申請等の際に提出する書面の裏面（納付書にあっては領収済通知書の裏面）に、法第2条の3第3項又は第4項の規定により期限延長を適用された旨、当該期限延長に係る申請を提出した官署及び新たな期限を記載させるものとし、申請等の提出を受けた官署においては、裏面に記載された事項を確認のうえ、当該延長に係る申請等を受理する。</p>
<p><u>(個別指定による期限の延長手続)</u></p>	<p>(5) 前記2の3-1の(5)の規定は、法第2条の3第3項又は第4項の規定により納付の期限が延長された場合について、準用する。</p>
<p><u>2の3-3 令第1条の4第3項の規定に基づく災害等による申請等の期限の延長手続は次による。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>(1) 令第1条の4第4項に規定する書面は「災害等による申請等の期限延長申請書」（C-1002-1）（以下この項において「申請書」という。）とし、原則として、災害等のやんだ日から1月以内に、最寄りの業務部収納課又は支署若しくは出張所の収納担当部門（以下この項において「収納部門」という。）へ提出するものとする。なお、災害等のやんだ日から1月経過後2月以内に申請書が提出される場合であって、被災の程度が著しいなどやむを得ないと認められる事情があるときは、その申請書の提出を認めて差し支えない。また、期限の延長を申請する者（以下この項において「申請者」という。）が最寄りの税関官署以外の官署へ提出することを妨げるものではないので留意する。</p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>(2) 申請書の提出を受けた収納部門は、必要に応じて、当該申請書において延長申請がされている申請等の事務を担当する部門（以下(3)及び(5)において「担当部門」という。）と協議を行い、その申請に係る災害等の事実に応じて必要と認めるときは、申請者に対し、災害等があつたことを証する書類（罹災証明書、診断書等）の提出を求めるものとする。</p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>(3) 申請書の提出を受けた収納部門は、必要に応じて、担当部門と協議を</p>	<p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行い、申請された延长期限が災害等のやんだ日から 2 月以内とされている場合には、その申請者の被災等の状況、事情等に照らして妥当と認められる期日を著しく超えると認められる場合を除き、その申請された延长期限を期日として指定するものとする。</p> <p>(4) 申請された延长期限が妥当であるかどうかの判定においては、原則として、その申請者の被災等の状況、事情等を勘案のうえ個別に行うものとするが、申請者が多数見込まれる場合には、申請者間の権衡を図るよう努めるものとする。また、地域指定又は対象者指定による期限の延長がされている場合において、これらの期限の延長の適用を受けていない者の申請に基づき個別指定により期限の延長をしようとするときは、地域指定又は対象者指定による指定期日を勘案して期日を指定するものとする。</p> <p>(5) 申請書の提出を受けた収納部門は、必要に応じて、担当部門と協議を行い、令第 1 条の 4 第 3 項の期日の指定をするときは「災害等による申請等の期限延長通知書」(C-1002-2) によりその旨を申請者に通知するものとし、申請を却下するときは「災害等による申請等の期限延長申請の却下通知書」(C-1002-3) によりその旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(6) 業務部収納課以外の収納部門は、上記(5)の通知をしたときは、これらの通知書に申請書を添付して業務部収納課に速やかに送付するものとする。</p> <p>(7) 業務部収納課は、上記(5)の通知書を発出した場合、又は支署若しくは出張所から通知書等の送付を受けた場合には、速やかにその通知書等を管内の他の署所及び他税関の業務部収納課並びに関税局に送付するものとする。</p> <p>(8) 災害等により申請等の行為をすることができないと認められるかどうかの判定は、原則として、申請者の被災等の状況、事情等を勘案して行うものとする。</p> <p>なお、法人に係る判定は、当該法人の事業所毎に行うものとするが、2 以上の事業所が被災した場合は、これらを総合的に勘案のうえ、判定して差し支えない。</p> <p>(9) 期日の指定については、個々の申請者の被災等の状況、事情等に基づ</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>き、合理的な範囲内で弾力的に行う必要があるので留意する。</p>	
<p><u>(10) 関税の納期限延長における法定納期限（延滞税の起算日）は、輸入許可の日（又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日）から 3 月以内の日であるが、法第 2 条の 3 の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合において、例えば、輸入許可の日（輸入許可前引取承認の場合は、その承認の日）が法定納期限であるが、具体的納期限（納付の期限）が災害等が発生した日以降に到来するものについては、法第 12 条第 7 項第 2 号の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。</p>	
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 4 節 関税の納付及び徴収</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 4 節 関税の納付及び徴収</p>
<p>（担保の提供等）</p>	<p>（担保の提供等）</p>
<p><u>9 の 11-6 令第 8 条の 2 及び規則第 2 条の規定による関税の担保の提供等は、次による。</u></p>	<p><u>9 の 6-6 令第 8 条の 2 の規定による関税の担保の提供等は、次による。</u></p>
<p><u>(1) 規則第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、「担保提供書」（C-1090）とし、担保を提供しようとする者は、その担保の種類に応じ、「担保提供書」2 通に規則第 2 条第 2 項から第 6 項に掲げる書類を添付して提出するものとする。</u></p>	<p><u>(1) 次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」（C-1090）2 通に同条各項に掲げる次の書類等を添付して提出する。</u></p>
<p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出する。</p>	<p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出する。</p>
<p>イ 国税通則法第 50 条第 1 号及び第 2 号に掲げる担保</p>	<p>イ 国税通則法第 50 条第 1 号及び第 2 号に掲げる担保</p>
<p><u>(1) 甲種国債登録簿に登録した国債（以下「登録国債」という。）であるとき</u></p>	<p><u>(1) 甲種国債登録簿に登録した国債（以下「登録国債」という。）であるとき</u></p>
<p><u>登録済通知書</u></p>	<p><u>登録済通知書</u></p>
<p><u>(ロ) 振替株式等（令第 8 条の 2 第 1 項に規定する振替株式等をいう。以下この項及び後記 9 の 6-10 において同じ。）であるとき</u></p>	<p><u>(ロ) 振替株式等（令第 8 条の 2 第 1 項に規定する振替株式等をいう。以下この項及び後記 9 の 6-10 において同じ。）であるとき</u></p>
<p><u>「振替株式等担保提供・解除申出書」（C-1095）2 通</u></p>	<p><u>「振替株式等担保提供・解除申出書」（C-1095）2 通</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(八) <u>上記(イ)又は(ロ)以外のものであるとき</u> <u>供託書の正本</u></p> <p>口 <u>国税通則法第 50 条第 3 号から第 5 号までに掲げる担保</u> <u>登記事項証明書、登記簿若しくは登録原簿の謄本又は登録事項証明書及び抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録のために必要な書類</u></p> <p>△ <u>国税通則法第 50 条第 6 号に掲げる担保</u> <u>保証人の作成した「保証書」(C-1100) 又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証）</u> <u>なお、据置担保の場合は「保証書（据置担保用）」(C-1105 又は C-1106) 又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：据置担保用）とするが、一括担保の場合の法令保証証券は、法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：一括保証用）とする。</u></p> <p>△ <u>国税通則法第 50 条第 7 号に掲げる担保</u> <u>供託書の正本</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>(2) <u>規則第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる書類は、「振替株式等担保（提供・解除）申出書」(C-1095) とし、2 通提出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>規則第 2 条第 5 項第 2 号イ及び第 3 号イに掲げる書類は、登記事項証明書又は登記簿若しくは登録原簿の謄本とする。</u></p> <p>(4) <u>規則第 2 条第 6 項第 1 号イ及び第 2 号イに掲げる書類は、当該保証人の作成した「保証書」(C-1100-1 又は C-1100-2) 又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証）とする。</u> <u>なお、据置担保の場合は「保証書（据置担保用）」(C-1105-1 若しくは C-1105-2 又は C-1106-1 若しくは C-1106-2) 又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：据置担保用）とするが、一括担保の場合の法令保証証券は、法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：一括保証用）とする。</u></p> <p>(5) <u>第三者の所有財産を担保として提供しようとする場合には、当該第三者が担保として提供することを承諾した旨の書類及び当該第三者の印鑑証明書を提出するものとする。</u></p> <p>(6) <u>法第 9 条の 11 において準用する国税通則法第 50 条第 3 号から第 5 号</u></p>	<p>(2) <u>提供しようとする担保が上記(1)のイ、ロ又はニの担保であって、担保を提供しようとする者が、第三者の所有財産を担保として提供する場合には、当該第三者が担保として提供することを承諾した旨の書類及び当該第三者の印鑑証明書を提出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>提供された担保が上記(1)のロの担保であるときは、原則として、その</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
までに掲げる担保は、原則として、第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。	担保について第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。
<p>(7) <u>輸入申告者が提供する担保が、当該輸入申告者と取引上若しくは事業上密接な関係のある者の納付すべき関税に係る保証人の保証（法第 9 条の 11 において準用する国税通則法第 50 条第 6 号に掲げる保証人の保証をいう。以下この(7)において同じ。）又は当該輸入申告者の代理人として通関業者が行う関税の納税申告に係る保証人の保証であって当該通関業者に対して発行されたもの（以下「関係者等の保証書等」という。）であるときは、①当該密接な関係のある者又は通関業者（以下この(7)において「関係者等」という。）が当該輸入申告者の納付すべき関税を連帶して保証すること及び関係者等が関係者等の保証書等を当該輸入申告者の納付すべき関税の担保として提供することを承諾した旨の書類、②関係者等の印鑑証明書及び③関係者等の保証書等の保証人が、関係者等の保証書等が当該輸入申告者の納付すべき関税の担保として提供されることを承諾した旨の書類を、関係者等の保証書等を受理した税関官署へ提出するものとする。</u></p> <p><u>また、担保提供書の「担保の種類及び表示」欄には、当該関係者等の名称（当該密接な関係のある者のものに限る。）及び関係者等の保証書等の保証人の名称を併せて記載することとし、当該担保が既に税関に提供したものである場合は、担保預り証番号も記載する。</u></p> <p><u>なお、保証の事実の確認に支障がないと認めるときは、その支障がないと認める事実を確認するための書類の提出を省略させて差し支えない。</u></p>	<p>(4) <u>限定申告者が提供する担保が、輸入取引者の納税に係る上記(1)のハの担保（以下「輸入取引者の保証書等」という。）であるときは、①当該輸入取引者が当該限定申告者の納税を連帶して保証すること及び当該輸入取引者が輸入取引者の保証書等を当該限定申告者の納税の担保として提供することを承諾した旨の書類、②当該輸入取引者の印鑑証明書及び③輸入取引者の保証書等の保証人が、輸入取引者の保証書等が当該限定申告者の納税の担保として提供されることを承諾した旨の書類を、輸入取引者の保証書等を受理した税関官署へ提出するものとする。</u></p> <p><u>なお、担保提供書の「担保の種類及び表示」欄には、当該輸入取引者の名称及び輸入取引者の保証書等の保証人の名称を併せて記載することとし、当該担保が既に税関に提供したものである場合は、担保預り証番号も記載する。</u></p>
<p>(8) 一括担保を提供している者が、当該担保の対象となる税関官署を追加しようとする場合には、「保証通知書（税関官署追加用）」（C-1107-1 及び C-1107-2）又は保証通知書（権利者追加用）を受理税関官署へ提出する。ただし、当該税関官署の追加は、当該担保の担保期間及び担保限度額を変更しない場合に限り認めるものとする。</p>	<p>(5) 一括担保を提供している者が、当該担保の対象となる税関官署を追加しようとする場合には、「保証通知書（税関官署追加用）」（C-1107）又は保証通知書（権利者追加用）を受理税関官署へ提出する。ただし、当該税関官署の追加は、当該担保の担保期間及び担保限度額を変更しない場合に限り認めるものとする。</p>
(9) (省略)	(6) (同左)
(10) (省略)	(7) (同左)
(11) (省略)	(8) (同左)
(12) (省略)	(9) (同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(13) 提供された担保が保証人の作成した保証期間自動更新用の「保証書（据置担保用）」(C-1106-1 又は C-1106-2) である場合で当該保証期間を更新しないときは、「保証期間の非更新についての届出書」(C-1108-1 及び C-1108-2) 2 部を保証期間が満了する 1 月前までに提出する。なお、一括担保に係る保証期間の非更新についての届出書は、受理税関官署に提出する。</p>	<p>(10) 提供された担保が保証人の作成した保証期間自動更新用の「保証書（据置担保用）」(C-1106) である場合で当該保証期間を更新しないときは、「保証期間の非更新についての届出書」(C-1108) 2 部を保証期間が満了する 1 月前までに提出する。なお、一括担保に係る保証期間の非更新についての届出書は、受理税関官署に提出する。</p>
<p>(14) 令第 8 条の 2 第 2 項に規定する「振替の申請」とは、振替株式等を担保として提供しようとする者が、当該振替株式等の振替口座簿を管理している口座管理機関（証券会社等）に対して行う振替の申請をいうので、担保提供者から上記(2)の申出があった場合は、当該担保提供者に対し、当該申出書に記載された振替株式等について税関長口座（質権欄）への振替の申請を行うことを求める。</p>	<p>(11) 令第 8 条の 2 第 2 項に規定する「振替の申請」とは、振替株式等を担保として提供しようとする者が、当該振替株式等の振替口座簿を管理している口座管理機関（証券会社等）に対して行う振替の申請をいうので、担保提供者から上記(1)のイの(ロ)に該当する担保の提供の申出があった場合は、当該担保提供者に対し、当該申出書に記載された振替株式等について税関長口座（質権欄）への振替の申請を行うことを求める。</p>
<p>第 3 章 船舶及び航空機</p>	<p>第 3 章 船舶及び航空機</p>
<p>（船舶等の資格変更の届出を受理しない場合）</p> <p>25-2 次に掲げる場合においては、法第 25 条各項の規定による届出を受理しないものとする。</p>	<p>（船舶等の資格変更の届出を受理しない場合）</p> <p>25-2 次に掲げる場合においては、法第 25 条各項の規定による届出を受理しないものとする。</p>
<p>ただし、資格の変更を行おうとする船舶等が次の(1)又は(2)イに該当する場合であっても、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情があり、かつ、税関の取締上支障がないと認める場合には、法第 25 条各項の規定による届出を受理することとして差し支えない。</p>	<p>ただし、資格の変更を行おうとする船舶等が次の(1)又は(2)イに該当する場合であっても、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情があり、かつ、税関の取締上支障がないと認める場合には、法第 25 条各項の規定による届出を受理することとして差し支えない。</p>
<p>なお、この場合においては、法第 25 条各項の規定による船舶等の資格変更の届出は、前記 25-1(1)の添付書類に加え、荷役計画書及び外国貨物の取卸しが完了する時までに沿海通航船又は国内航空機へ搭載する船用品及び機用品並びに携帯品についての目録を添付して提出するよう求めるものとするが、税関において支障がないと認めるときは、その支障がないと認めるものの添付を求めないこととして差し支えないものとし、前記 25-1(1)にかかわらず、次の(1)又は(2)イに該当しなくなるときに「船舶・航空機資格証書」を交付するものとする。</p>	<p>なお、この場合においては、法第 25 条各項の規定による船舶等の資格変更の届出は、前記 25-1(1)の添付書類に加え、荷役計画書及び外国貨物の取卸しが完了する時までに沿海通航船又は国内航空機へ搭載する船用品及び機用品並びに携帯品についての目録を添付して提出するよう求めるものとするが、税関において支障がないと認めるときは、その支障がないと認めるものの添付を求めないこととして差し支えないものとし、前記 25-1(1)にかかわらず、次の(1)又は(2)イに該当しなくなるときに「船舶・航空機資格証書」を交付するものとする。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 外国貿易船等が次のいずれかに該当する場合</p>	<p>(2) 外国貿易船等が次のいずれかに該当する場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ～二 (省略)</p> <p>ホ 旅客又は乗組員に検疫感染症その他国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症への感染が疑われる場合や取締上必要と認められる検査（その結果として行われる施封措置を含む。）の実施にあたり必要な便宜の提供に応じない場合など、検査の実施が困難な場合</p> <p>ヘ 資格内変後に資格外変の届出を行わないまま、外国を往来するおそれがある場合</p>	<p>イ～二 (同左) (新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>(3) 特殊船舶等が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 旅客又は乗組員に検疫感染症その他国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症への感染が疑われる場合や取締上必要と認められる検査（その結果として行われる施封措置を含む。）の実施にあたり必要な便宜の提供に応じない場合など、検査の実施が困難な場合</p> <p>ロ 資格内変後に資格外変の届出を行わないまま、外国を往来するおそれがある場合</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>(4) その他とん税及び特別とん税を免れるために資格内変の届出をしたと明らかに認められる場合</p>	<p>(3) その他とん税及び特別とん税を免れるために資格内変の届出をしたと明らかに認められる場合</p>
<p>第 6 章 通関 第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p>	<p>第 6 章 通関 第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p>
<p>69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p>
<p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>（注 1）及び（注 2） (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 育成者権</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>（注 1）及び（注 2） (同左)</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 育成者権</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①～④に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び②（省略）</p> <p>③ 種苗法第21条の2第1項第1号に掲げる事項の届出を行った場合には、届け出たことを証する書類及び同号イに規定する指定国以外の国への輸出が見込まれることを疎明する資料</p> <p>④ 種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類（令和4年4月1日以降）</p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>～（省略）</p> <p>(3)～(5)（省略）</p> <p>（農林水産大臣意見照会手続等）</p> <p>69の8-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の8第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、<u>次の場合とする。</u></p> <p>イ 育成者権者と輸出者の主張が対立した場合</p> <p>ロ 税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）</p> <p>ハ 前記69の4-3(2)ホ④により提出された農林水産大臣の判定の結果では侵害物品か否か認定しがたい場合（令和4年4月1日以降）</p> <p>ニ 種苗法施行令（平成10年政令第368号）第2条に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合</p>	<p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び②（同左）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>～（同左）</p> <p>(3)～(5)（同左）</p> <p>（農林水産大臣意見照会手続等）</p> <p>69の8-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の8第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、<u>育成者権者と輸出者の主張が対立した場合又は税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成10年政令第368号）第2条（加工品）に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 3 第 6 項若しくは第 69 条の 6 第 10 項の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(C-5736)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>(注 1) 及び (注 2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>ヘ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①～③に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び② (省略)</p> <p>③ <u>種苗法第 35 条の 3 第 2 項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類（令和 4 年 4 月 1 日以降）</u></p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 3 第 6 項若しくは第 69 条の 6 第 10 項（<u>（認定手続の取りやめ）</u>）の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(C-5736)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>(注 1) 及び (注 2) (同左)</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>ヘ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び② (同左)</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認ができない場合には、当該輸入差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p>	<p>認ができない場合には、当該輸入差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p>
<p>ト (省略)</p>	<p>ト (同左)</p>
<p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>(3)～(5) (同左)</p>
<p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p>	<p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p>
<p>69の18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p>	<p>69の18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p>
<p>(1) 法第69条の18第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、<u>次の場合とする。</u></p>	<p>(1) 法第69条の18第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、<u>育成者権者と輸入者の主張が対立した場合</u>又は<u>税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合</u>（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は<u>種苗法施行令（平成10年政令第368号）第2条（加工品）</u>に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。</p>
<p>イ 育成者権者と輸入者の主張が対立した場合</p>	
<p>ロ 税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）</p>	
<p>ハ 前記69の13-3(2)～(3)により提出された農林水産大臣の判定の結果では侵害物品か否か認定しがたい場合（令和4年4月1日以降）</p>	
<p>ミ 種苗法施行令（平成10年政令第368号）第2条に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合</p>	
<p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第6項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」（C-5936）により、遅滞なくその旨を通知する。</p>	<p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第6項若しくは第69条の15第10項（認定手続の取りやめ）の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」（C-5936）により、遅滞なくその旨を通知する。</p>
<p>第9章 雜則</p>	<p>第9章 雜則</p>
<p>（災害等による手数料の還付又は免除の対象となる貨物の範囲）</p>	<p>（災害による手数料の還付又は免除の対象となる貨物の範囲）</p>
<p>102の2-1 法第102条の2第1項及び第2項の規定が適用される貨物（以下「対象貨物」という。）は、次の貨物を含むものとして取り扱って差し支えない。</p>	<p>102の2-1 法第102条の2第1項及び第2項《災害による手数料の還付又は免除》の規定が適用される貨物（以下「対象貨物」という。）は、次の貨物を含むものとして取り扱って差し支えない。</p>
<p>(1) 入出港届、積荷目録等により<u>災害等</u>が発生した時に開港若しくは税關</p>	<p>(1) 入出港届、積荷目録等により<u>特定災害</u>が発生した時に開港若しくは税關</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>空港又は不開港に停泊していたことが確認される外国貿易船又は外国貿易機に積載されていた貨物</p> <p>(2) (省略)</p> <p>（災害等による手数料の還付手続）</p> <p>102 の 2-2 法第 102 条の 2 第 1 項及び手数料令第 13 条の 2 第 1 項の規定による手数料の還付手続は、次による。</p> <p>(1) 手数料令第 13 条の 2 第 1 項に規定する書面は「救援品等についての手数料還付申請書」(C-8060) とし、2 通（原本、交付用）に当該貨物が対象貨物であることを証する書類及び還付を申請する手数料を納付していることを証する書類を添えて、当該手数料を納付した税関官署の収納部門へ提出させる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 対象貨物が法第 102 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する貨物である場合には、当該貨物が<u>災害等が発生した場合に保税地域に置かれていたこと</u>を証する次のいずれかの書類</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 法第 34 条の 2 に規定する帳簿の写し（貨物の蔵置場所及び搬出入の事実が明確であり、当該保税地域の管理者の氏名を記載したものであること。）</p> <p>なお、当該帳簿の写しの添付は、「救援品等についての手数料還付申請書」の「貨物の蔵置場所」の欄に、当該保税地域の管理者の<u>氏名を記載すること</u>により、これに替えることができる。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)に規定する「還付を申請する手数料を納付していることを証する書類」とは、<u>指定地外検査許可書又はその写し</u>とする。ただし、これらの書類以外の書類であって、税関長がこれらの書類に替わるものとして認めるに足る書類については、便宜これを認めて差し支えない。</p> <p>（削除）</p>	<p>関空港又は不開港に停泊していたことが確認される外国貿易船又は外国貿易機に積載されていた貨物</p> <p>(2) (同左)</p> <p>（災害による手数料の還付手続）</p> <p>102 の 2-2 法第 102 条の 2 第 1 項及び手数料令第 13 条の 2 第 1 項<u>《災害による手数料の還付》</u>の規定による手数料の還付手続は、次による。</p> <p>(1) 手数料令第 13 条の 2 第 1 項に規定する書面は「救援品等についての手数料還付申請書」(C-8060) とし、2 通（原本、交付用）に当該貨物が対象貨物であることを証する書類及び還付を申請する手数料の種類により、当該手数料を納付していることを証する書類を添えて、当該手数料を納付した税関官署の収納部門へ提出させる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 対象貨物が法第 102 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する貨物である場合には、当該貨物が<u>特定災害が発生した時に指定地域内に所在する保税地域に置かれていたことを</u>証する次のいずれかの書類</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 法第 34 条の 2 <u>《記帳義務》</u>に規定する帳簿の写し（貨物の蔵置場所及び搬出入の事実が明確であり、当該保税地域の管理者が署名、捺印したものであること。）</p> <p>なお、当該帳簿の写しの添付は、「救援品等についての手数料還付申請書」の「貨物の蔵置場所」の欄に、当該保税地域の管理者が署名、捺印することにより、これに替えることができる。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (同左)</p> <p>(3) 上記(1)に規定する「還付を申請する手数料の種類により、当該手数料を納付していることを証する書類」とは、<u>次に掲げるいずれかの書類</u>とする。ただし、これらの書類以外の書類であって、税関長がこれらの書類に替わるものとして認めるに足る書類については、便宜これを認めて差し支えない。</p> <p>イ <u>執務時間外貨物の積卸し許可書又はその写し</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) (省略)</p>	<p>ロ 臨時開庁承認書又はその写し</p> <p>ハ 指定地外検査許可書又はその写し</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>（災害等による手数料の免除手続）</p> <p>102 の 2-3 法第 102 条の 2 第 2 項及び手数料令第 13 条の 2 第 2 項の規定による手数料の免除手続は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>（災害による手数料の免除手続）</p> <p>102 の 2-3 法第 102 条の 2 第 2 項及び手数料令第 13 条の 2 第 2 項<u>《災害による手数料の免除》</u>の規定による手数料の免除手続は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>（災害等による交付手数料の還付又は免除の対象となる証明書類の範囲）</p> <p>102 の 2-4 法第 102 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定が適用される証明書類は、次のとおりである。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>災害等が発生した場合に保税地域に置かれていたために損傷等の被害を受けた貨物の被害状況に係る各種の証明書類</u></p> <p>(3) <u>災害等により、被害を受けた者が保管等を行っていた輸入許可書等の税関関係書類が紛失、消失又は損傷したことにより、これら紛失等した書類に係る証明書類</u></p>	<p>（災害による交付手数料の還付又は免除の対象となる証明書類の範囲）</p> <p>102 の 2-4 法第 102 条の 2 第 3 項及び第 4 項<u>《災害による証明書類の交付手数料の還付又は免除》</u>の規定が適用される証明書類は、次のとおりである。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>特定災害が発生した時に指定地域内に所在する保税地域に置かれていたために損傷等の被害を受けた貨物で、当該貨物の被害状況に係る各種の証明書類</u></p> <p>(3) <u>特定災害により、被災者が保管等を行っていた輸入許可書等の税関関係書類が紛失、消失又は損傷したことにより、これら紛失等した書類に係る証明書類</u></p>
<p>（災害等による証明書類の交付手数料の還付又は免除の対象となる手数料の種類及び範囲）</p> <p>102 の 2-5 法第 102 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定により還付又は免除される手数料は、法第 102 条第 1 項に規定する証明書類の交付手数料のみであり、同条第 4 項に規定する磁気テープ等の交付手数料については法第 102 条の 2 の規定の適用はないので留意する。</p>	<p>（災害による証明書類の交付手数料の還付又は免除の対象となる手数料の種類及び範囲）</p> <p>102 の 2-5 法第 102 条の 2 第 3 項及び第 4 項<u>《災害による証明書類の交付手数料の還付又は免除》</u>の規定により還付又は免除される手数料は、法第 102 条第 1 項<u>《証明書類の交付又は統計の閲覧等》</u>に規定する証明書類の交付手数料のみであり、同条第 4 項<u>《統計の閲覧及び磁気テープ等の交付》</u>に規定する磁気テープ等の交付手数料については法第 102 条の 2 の規定の適用はないので留意する。</p>
	<p>なお、法第 102 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受ける手数料は、指定地域内に所在する税関官署以外の官署における証明書類の交付手数料についても還付又は免除されることとなるので留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（災害等による証明書類の交付手数料の還付手続）</p> <p>102の2-6 法第102条の2第3項及び手数料令第13条の3第1項の規定による交付手数料の還付手続は、次による。</p>	<p>（災害による証明書類の交付手数料の還付手続）</p> <p>102の2-6 法第102条の2第3項及び手数料令第13条の3第1項《災害による証明書類の交付手数料の還付》の規定による交付手数料の還付手続は、次による。</p>
<p>(1) 手数料令第13条の3第1項に規定する書面は「救援品等についての証明手数料還付申請書」(C-8080)とし、2通（原本、交付用）に当該証明書類が法第102条の2第3項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、<u>令第1条の4第1項から第3項までの規定による指定の日（当該指定の適用を受けていない者にあっては災害等の発生の日）</u>から2月を経過する日までに、当該手数料を納付した税関官署の収納部門へ提出させる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 還付を受けようとする手数料に係る証明書類が、前記102の2-4の(3)に掲げるものである場合 <u>申請者が災害等の被害を受けた者であることを証する書類</u></p>	<p>(1) 手数料令第13条の3第1項に規定する書面は「救援品等についての証明手数料還付申請書」(C-8080)とし、2通（原本、交付用）に当該証明書類が法第102条の2第3項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、<u>指定日</u>から2月を経過する日までに、当該手数料を納付した税関官署の収納部門へ提出させる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 還付を受けようとする手数料に係る証明書類が、前記102の2-4の(3)に掲げるものである場合 <u>前記2の3-1の(1)に規定する「当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類」</u></p>
<p>(3) (省略)</p> <p>（災害等による証明書類の交付手数料の免除手続）</p> <p>102の2-7 法第102条の2第4項及び手数料令第13条の3第2項の規定による交付手数料の免除手続は、次による。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>（災害による証明書類の交付手数料の免除手続）</p> <p>102の2-7 法第102条の2第4項及び手数料令第13条の3第2項《災害による証明書類の交付手数料の免除》の規定による交付手数料の免除手続は、次による。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>（災害等による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除の対象となる施設の範囲及び適用期間）</p> <p>102の2-8 法第102条の2第5項の規定により<u>災害等</u>による施設（法第42条第1項の規定に基づく保税蔵置場、法第56条第1項の規定に基づく保税工場、法第62条の2第1項の規定に基づく保税展示場及び法第62条の8第1項の規定に基づく総合保税地域並びに定率法第13条第1項、同法</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>（災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除の対象となる施設の範囲及び適用期間）</p> <p>102の2-8 法第102条の2第5項《災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除》の規定により災害による施設（法第42条第1項《保税蔵置場の許可》の規定に基づく保税蔵置場、法第56条第1項《保税工場の許可》の規定に基づく保税工場、法第62条の2第1項《保税展示場</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第19条第1項及び暫定法第9条の2第1項の規定に基づく製造工場をいう。以下同じ。)の許可手数料若しくは承認手数料（以下「保税地域の許可手数料等」という。)の還付、軽減又は免除の対象となる施設及び適用期間は、次による。</p>	<p><u>の許可</u>の規定に基づく保税展示場及び法第62条の8第1項<u>《総合保税地域の許可》</u>の規定に基づく総合保税地域並びに定率法第13条第1項<u>《製造用原料品の減税又は免除》</u>、同法第19条第1項<u>《輸出貨物の製造用原料品の減税又は免除》</u>及び暫定法第9条の2第1項<u>《経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》</u>の規定に基づく製造工場をいう。以下同じ。)の許可手数料若しくは承認手数料（以下「保税地域の許可手数料等」という。)の還付、軽減又は免除の対象となる施設及び適用期間は、次による。</p>
<p>なお、申請の日において、既に修復等を行い業務の遂行に支障がない施設については適用がないので留意する。</p>	<p>なお、申請の日において、既に修復等を行い業務の遂行に支障がない施設については適用がないので留意する。</p>
<p>(1) 還付又は免除の対象とする施設</p>	<p>(1) 還付又は免除の対象とする施設</p>
<p><u>災害等</u>による建屋の陥没、倒壊、床面の沈下、床上浸水等により、貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置、展示又は加工、製造（以下「業務」という。)の遂行が<u>全く</u>できない施設</p>	<p><u>特定災害</u>による建屋の陥没、倒壊、床面の沈下、床上浸水等により、貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置、展示又は加工、製造（以下「業務」という。)の遂行が<u>まったく</u>できない施設</p>
<p>(2) 一部還付又は軽減の対象とする施設</p>	<p>(2) 一部還付又は軽減の対象とする施設</p>
<p><u>災害等</u>による一部陥没、一部倒壊、床面の一部沈下等により、業務の遂行が一部できない施設</p>	<p><u>特定災害</u>による一部陥没、一部倒壊、床面の一部沈下等により、業務の遂行が一部できない施設</p>
<p>(3) 適用期間</p>	<p>(3) 適用期間</p>
<p>還付、軽減又は免除の対象とする期間は、<u>災害等</u>が発生した日から、<u>災害等</u>により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分について<u>休・廃業</u>若しくは減坪した日又は当該損傷による業務遂行上の支障がなくなった日のいざれか早い日の属する月までとする。</p>	<p>還付、軽減又は免除の対象とする期間は、<u>特定災害</u>が発生した日から、<u>特定災害</u>により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分について<u>休・廃業</u>又は減坪した日若しくは当該損傷による業務遂行上の支障がなくなった日のいざれか早い日の属する月までとする。</p>
<p>(災害等による保税地域の許可手数料等の還付又は軽減額の算定方法)</p>	<p>(災害による保税地域の許可手数料等の還付又は軽減額の算定方法)</p>
<p>102の2-9 法第102条の2第5項の規定により保税地域の許可手数料等の還付又は軽減する額の算定方法は、次による。</p>	<p>102の2-9 法第102条の2第5項の規定により保税地域の許可手数料等の還付又は軽減する額の算定方法は、次による。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(3) 上記(1)の手数料令第13条の4第2項第3号又は第5項第2号に規定する「損傷面積」については、当該施設の延べ面積のうち、還付又は軽減申請の日において損傷により業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積をいう。</p>	<p>(3) 上記(1)の手数料令第13条の4第2項第3号又は第5項第2号に規定する「損傷面積」については、当該施設の延べ面積のうち、還付又は軽減申請の日において損傷により業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積をいう。</p>
<p>なお、施設が保税工場及び製造工場の場合にあっては、次のような部</p>	<p>なお、施設が保税工場及び製造工場にあっては、次のような部分の延</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																												
分の延べ面積について損傷面積とする。 イ (省略) ロ <u>災害等</u> により一部損傷している場合にあっても、加工、製造機能に支障が生じている場合には、その支障割合に応じた面積 ハ (省略)	べ面積について損傷面積とする。 イ (同左) ロ <u>特定災害</u> により一部損傷している場合にあっても、加工、製造機能に支障が生じている場合には、その支障割合に応じた面積 ハ (同左)																																																												
(4) 計算例 イ 一部還付額の計算例	(4) 計算例 イ 一部還付額の計算例																																																												
<table> <thead> <tr> <th></th> <th>(Y 月分)</th> <th>(Z 月分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準面積</td> <td>1,200 m²</td> <td>1,200 m²</td> </tr> <tr> <td>損傷面積（申請日の現況による）</td> <td>–) 300 m²</td> <td>300 m²</td> </tr> <tr> <td>業務遂行可能面積</td> <td>900 m²</td> <td>900 m²</td> </tr> <tr> <td>納付した手数料額月額</td> <td>16,400 円</td> <td>16,400 円</td> </tr> <tr> <td>業務遂行可能面積に基づく手数料額</td> <td>–) 12,200 円</td> <td>12,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,200 円</td> <td>4,200 円</td> </tr> <tr> <td>令和 X 年 Y 月分（日割による）還付額</td> <td></td> <td>2,800 円</td> </tr> <tr> <td>令和 X 年 Z 月分還付額</td> <td></td> <td>+) 4,200 円</td> </tr> <tr> <td>還付額</td> <td></td> <td>計 7,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）日割の計算式：4,200 円／30 日 × (30–10) 日=2,800 円 (端数処理は、「<u>国等の債権債務等の金額の端数計算</u>に関する法律」による。)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>（災害等による保税地域の許可手数料等の還付手続）</p> <p>102 の 2-10 法第 102 条の 2 第 5 項及び手数料令第 13 条の 4 第 2 項の規定による保税地域の許可手数料等の還付手続は、次による。</p> <p>(1) 手数料令第 13 条の 4 第 2 項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」(C-8100) とし、2 通（原本、交付用）に当該手数料を納付したことを証する書類並びに当該施設の<u>当該災害等</u>による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類を添えて、<u>令第 1 条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定による指定の日</u>（当該指定の適用を受けていない者にあっては<u>災害等の発生の日</u>）から 2 月を経過する日までに、当該施設を管轄する税関官署</p>		(Y 月分)	(Z 月分)	基準面積	1,200 m ²	1,200 m ²	損傷面積（申請日の現況による）	–) 300 m ²	300 m ²	業務遂行可能面積	900 m ²	900 m ²	納付した手数料額月額	16,400 円	16,400 円	業務遂行可能面積に基づく手数料額	–) 12,200 円	12,200 円		4,200 円	4,200 円	令和 X 年 Y 月分（日割による）還付額		2,800 円	令和 X 年 Z 月分還付額		+) 4,200 円	還付額		計 7,000 円	<table> <thead> <tr> <th></th> <th>(Y 月分)</th> <th>(Z 月分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準面積</td> <td>1,200 m²</td> <td>1,200 m²</td> </tr> <tr> <td>損傷面積（申請日の現況による）</td> <td>–) 300 m²</td> <td>300 m²</td> </tr> <tr> <td>業務遂行可能面積</td> <td>900 m²</td> <td>900 m²</td> </tr> <tr> <td>納付した手数料額月額</td> <td>16,400 円</td> <td>16,400 円</td> </tr> <tr> <td>業務遂行可能面積に基づく手数料額</td> <td>–) 12,200 円</td> <td>12,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,200 円</td> <td>4,200 円</td> </tr> <tr> <td>平成 X 年 Y 月分（日割による）還付額</td> <td></td> <td>2,800 円</td> </tr> <tr> <td>平成 X 年 Z 月分還付額</td> <td></td> <td>+) 4,200 円</td> </tr> <tr> <td>還付額</td> <td></td> <td>計 7,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）日割の計算式：4,200 円／30 日 × (30–10) 日=2,800 円 (端数処理は、「<u>国等の債権債務等の金額の端数計算</u>に関する法律」による。)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>（災害による保税地域の許可手数料等の還付手続）</p> <p>102 の 2-10 法第 102 条の 2 第 5 項及び手数料令第 13 条の 4 第 2 項の規定による保税地域の許可手数料等の還付手続は、次による。</p> <p>(1) 手数料令第 13 条の 4 第 2 項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」(C-8100) とし、2 通（原本、交付用）に当該手数料を納付したことを証する書類並びに当該施設の<u>当該特定災害</u>による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類を添えて、<u>指定日</u>から 2 月を経過する日までに、当該施設を管轄する税関官署の保税監督部門へ提出することを求めるものとする。</p>		(Y 月分)	(Z 月分)	基準面積	1,200 m ²	1,200 m ²	損傷面積（申請日の現況による）	–) 300 m ²	300 m ²	業務遂行可能面積	900 m ²	900 m ²	納付した手数料額月額	16,400 円	16,400 円	業務遂行可能面積に基づく手数料額	–) 12,200 円	12,200 円		4,200 円	4,200 円	平成 X 年 Y 月分（日割による）還付額		2,800 円	平成 X 年 Z 月分還付額		+) 4,200 円	還付額		計 7,000 円
	(Y 月分)	(Z 月分)																																																											
基準面積	1,200 m ²	1,200 m ²																																																											
損傷面積（申請日の現況による）	–) 300 m ²	300 m ²																																																											
業務遂行可能面積	900 m ²	900 m ²																																																											
納付した手数料額月額	16,400 円	16,400 円																																																											
業務遂行可能面積に基づく手数料額	–) 12,200 円	12,200 円																																																											
	4,200 円	4,200 円																																																											
令和 X 年 Y 月分（日割による）還付額		2,800 円																																																											
令和 X 年 Z 月分還付額		+) 4,200 円																																																											
還付額		計 7,000 円																																																											
	(Y 月分)	(Z 月分)																																																											
基準面積	1,200 m ²	1,200 m ²																																																											
損傷面積（申請日の現況による）	–) 300 m ²	300 m ²																																																											
業務遂行可能面積	900 m ²	900 m ²																																																											
納付した手数料額月額	16,400 円	16,400 円																																																											
業務遂行可能面積に基づく手数料額	–) 12,200 円	12,200 円																																																											
	4,200 円	4,200 円																																																											
平成 X 年 Y 月分（日割による）還付額		2,800 円																																																											
平成 X 年 Z 月分還付額		+) 4,200 円																																																											
還付額		計 7,000 円																																																											

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の保税監督部門へ提出することを求めるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 手数料令第13条の4第2項に規定する添付書類については、次による。</p> <p>イ 「手数料を納付したことを証する書類」は、保税地域許可手数料等の領収書（令和X年Y月分以後の月分）の写し又はこれに代わる証明書とする。</p> <p>ロ 「<u>災害等</u>による損傷の内容及び当該損傷のため業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類」は、次による。ただし、当該内容及び支障の程度が明らかであることその他の事由により次の添付書類のうち必要がないと認めるときは、これを省略することができる。</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(災害等による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続)</p> <p>102の2-11 法第102条の2第5項及び手数料令第13条の4第5項の規定による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続は、次による。</p> <p>(1) 手数料令第13条の4第5項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」（C-8100）とし、2通（原本、交付用）に当該施設の<u>当該災害等</u>による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類がある場合には、当該書類を添えて当該軽減又は免除を受けようとする月分の納付期限の10日前までに、当該施設を管轄する税関官署の保税監督部門へ提出することを求めるものとする。この場合において、事務の混雑を避けるため、軽減又は免除を受けようとする月分の手数料納付前のできる限り早い時期に申請を行うよう、施設の被許可者等に要請する。</p> <p>(2) 手数料令第13条の4第5項第3号に規定する「損傷の内容」及び「支障の程度」、同項第4号に規定する「復旧の見通し」<u>並びに</u>同項第5号に規定する「その他参考となるべき事項」の記載については、次による。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(3) 手数料令第13条の4第5項に規定する「<u>災害等</u>による損傷の内容及</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 手数料令第13条の4第2項<u>第2号本文</u>に規定する添付書類については、次による。</p> <p>イ 「手数料を納付したことを証する書類」は、保税地域許可手数料等の領収書（平成X年Y月分以後の月分）の写し又はこれに代わる証明書とする。</p> <p>ロ 「<u>特定災害</u>による損傷の内容及び当該損傷のため業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類」は、次による。ただし、当該内容及び支障の程度が明らかであることその他の事由により次の添付書類のうち必要がないと認めるときは、これを省略することができる。</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(災害による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続)</p> <p>102の2-11 法第102条の2第5項及び手数料令第13条の4第5項の規定による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続は、次による。</p> <p>(1) 手数料令第13条の4第5項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」（C-8100）とし、2通（原本、交付用）に当該施設の<u>当該特定災害</u>による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類がある場合には、当該書類を添えて当該軽減又は免除を受けようとする月分の納付期限の10日前までに、当該施設を管轄する税関官署の保税監督部門へ提出することを求めるものとする。この場合において、事務の混雑を避けるため、軽減又は免除を受けようとする月分の手数料納付前のできる限り早い時期に申請を行うよう、施設の被許可者等に要請する。</p> <p>(2) 手数料令第13条の4第5項第3号に規定する「損傷の内容」及び「支障の程度」、同項第4号に規定する「復旧の見通し」<u>及び</u>同項第5号に規定する「その他参考となるべき事項」の記載については、次による。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(3) 手数料令第13条の4第5項に規定する「<u>特定災害</u>による損傷の内容及</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類」は、損傷部分の修復工事計画書、見積書のほか、前記 102 の 2-10 の(3)の口に準ずる。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類」は、損傷部分の修復工事計画書、見積書のほか、前記 102 の 2-10 の(3)の口に準ずる。</p> <p>(4) (同左)</p>